明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令（**財務・経済産業二**）　一

〔告　示〕
○自治紛争処理委員の審査に関する件（**総務**一九一）　二
○日本国に帰化を許可する件（**法務**一〇六）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（**同**一〇七）　三
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件（**厚生労働**二一九）　三
○保安林の指定をする件（**農林水産**九二一～九二八）　四
○保安林の指定を解除する件（**同**九二九）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**九三〇～九三三）　四
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の事由及び地域を改正する件（**経済産業**一二三）　五
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**国土交通**四九七）　六
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**四九八～五〇一）　六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件（**同**五〇二）　七
○運輸審議会件名表に登載された件（**同**五〇三）　七
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還及び追加提供が決定された件（**防衛**一四二）　八

〔国会事項〕
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土交通省）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
土地改良区役員の退任及び就任（財部町・佐賀東部）関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
会社その他
会社関係　一〇

省令

○財務省・経済産業省令第二号

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行に伴い、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十一条第三項の規定に基づき、経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月二日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（融資対象団体等以外のものに対する資金の貸付け等の相手方とならない金融商品仲介業者等の範囲） **第十六条**　法第二十一条第三項第七号の金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者のうち主務省令で定めるものは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者又は金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。）とする。	（融資対象団体等以外のものに対する資金の貸付け等の相手方とならない金融商品仲介業者の範囲） **第十六条**　法第二十一条第三項第七号の金融商品仲介業者のうち主務省令で定めるものは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者とする。

附　則

この省令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。